平成２８年（フ）第３２０号
相模原市緑区東橋本３丁目23番30号　サンライフ東橋本202
債務者　齋藤　次郎
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３２１号
神奈川県座間市相模が丘２丁目42番23号　グリーンハイツ101号
債務者　倉形日出男
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１０７号
長野市上野２丁目598番地４
債務者　池田　直貴
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
長野市三輪５丁目３番0201号　県住柳町団地
債務者　降旗　和彦
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４１号
札幌市東区北21条東15丁目４番13―303号
債務者　大郷佳奈美
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４６６号
札幌市中央区宮の森３条５丁目４番７号　ラ・フォーレ宮の森202号
債務者　赤谷　　健
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４７４号
札幌市豊平区中の島１条11丁目４番10号　２Ｆ
債務者　藤野きりえ（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４８１号
北海道恵庭市福住町１丁目18番13
債務者　南　　節子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４９４号
札幌市豊平区平岸７条12丁目１番41号　パークハウス林Ｎｏ．２―202号
債務者　徳光　　薫
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５０８号
札幌市中央区南６条西14丁目２番36号　かねさくビル203号
債務者　遠藤　　誠
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５１３号
札幌市東区北32条東３丁目３番17号　グローリア北32―301号
債務者　卜部　保美
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５２２号
札幌市白石区本通17丁目南７番11―102号
債務者　豊浦　圭吾
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５２７号
札幌市北区北27条西４丁目２番23号
債務者　大崎　憙人
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１号
山形県酒田市南新町１丁目７番27号
債務者　高力千賀子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第２０１号
群馬県前橋市元総社町2031番地７
債務者　齋藤三千代（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２３号
群馬県前橋市広瀬町３丁目20番地　ＵＥ―410号
債務者　黒澤　幸誠
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４３１号
埼玉県富士見市大字下南畑2080番地３
債務者　窪田　裕美
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部